

○厚生労働省告示第五百四十号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）並びに障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十七条（同令第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項及び第八十九条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める離島その他の地域の地域を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める離島その他の地域の基準（平成十八年厚生労働省告示第二百三十号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働大臣が定める離島その他の地域

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第四十四条第二項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十四條第二項並びに障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十七條（同令第五十五條、第七十条及び第八十八條において準用する場合を含む。）、第五十七條第一項及び第八十九條第二項に規定する離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものは、当該離島その他の地域の次の各号のいずれかに該当することとする。

一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第一条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島

三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七條第一項の規定により指定された振興山村

四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島

五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

六 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十三号）に定める地域

○厚生労働省告示第五百四十一号

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第十九条第三項第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者を選定する特別な居室の提供に係る基準を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 特別な居室の定員が、一人又は二人であること。

二 指定障害者支援施設等（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。）の特別な居室の定員の合計数を障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第四十一条に規定する運営規程（第六号）において「運営規程」というに定められている施設入所支援に係る利用定員で除した数が、おおむね百分の五十を超えないこと。

三 特別な居室の利用者一人当たりの床面積が、九・九平方メートル以上であること。

四 特別な居室の施設、設備等が、特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。

五 特別な居室の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。

六 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

○厚生労働省告示第五百四十二号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第七十八條第二号イ及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十九条第一項第三号イ並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第四條第一項第一号イ(2)イ及び障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第十九條第一項第二号イ(2)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第七十八條第二号イ及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十九條第一項第三号イ並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第四條第一項第一号イ(2)イ及び障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第十九條第一項第二号イ(2)イの平均障害程度区分は、前年度の利用者（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を受ける者並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一号に規定する者等（平成十八年厚生労働省告示第五十三号）第三号及び第四号に掲げる者を除く。以下同じ。）の数の平均値（以下「利用者の数」という。）及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定する。

算式  
(2) × 福地障区分の人数 + 中野障区分の人数 + 高野障区分の人数 + 中野障区分の人数 + (3) × 回数第3号に掲げる区分3に該当する利用者の数 + (4) × 回数第4号に掲げる区分4に該当する利用者の数 + (5) × 回数第5号に掲げる区分5に該当する利用者の数 + (6) × 回数第6号に掲げる区分6に該当する利用者の数 + (7) × 回数第7号に掲げる区分7に該当する利用者の数

○厚生労働省告示第五百四十三号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第三の1の行動援護サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準

障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）第一条第一項に規定する障害程度区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一の認定調査票（以下「認定調査票」という。）における調査項目中6-3イ、6-4イ、7のツ及び7のナから7のフまでの行動に関する調査項目並びに「たかん発作の頻度（以下「行動関連項目」という。）について、別表に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上であること。

二 介護給付費等単位数表の第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める行動関連項目について、別表に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が15点以上であること。

別表

行動関連項目	0点	1点	2点
6-3-1	1. 独自の方法によらずに意思表示ができる。	2. 時々、独自の方法でないことと意思表示できないことがある。	3. 常に、独自の方法でないことと意思表示できない。
6-4-1	1. 日常生活において言葉以外の方法(ジェスチャー、顔カード等)を用いなくても説明を理解できる。	2. 時々、言葉以外の方法(ジェスチャー、顔カード等)を用いなくても説明を理解できないことがある。	3. 常に、言葉以外の方法(ジェスチャー、顔カード等)を用いなくても説明を理解できない。
7-0-1	1. ない 2. ときどきある	3A. 週に1回以上	3B. ほぼ毎日
7-0-2	1. ない 2. 希にある	4. 週に1回以上	5. ほぼ毎日
7-0-3	1. ない 2. 希にある 3. 月に1回以上	4. 週に1回以上	5. ほぼ毎日
7-0-4	1. ない 2. 希にある 3. 月に1回以上	4. 週に1回以上	5. ほぼ毎日 (ほぼ外出のため)
7-0-5	1. ない 2. 希にある 3. 週に1回以上	4. 日に1回以上	5. 日に頻回
7-0-6	1. ない 2. 希にある 3. 週に1回以上	4. 日に1回以上	5. 日に頻回
7-0-7	1. ない 2. 希にある 3. 月に1回以上	4. 週に1回以上	5. ほぼ毎日
7-0-8 (てんかん発作の頻度 (医師意見書による。))	1. 年に1回以上	2. 月に1回以上	3. 週に1回以上

○厚生労働省告示第五百四十四号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第五十条第一項第四号及び第二十五号第二項、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号)第四号第一項第一号イ(3)、第五号第二項及び附則第四号第二項、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号)第十二条第一項第五号及び第九十号第二項並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十七号)第十一条第一項第二号イ(3)、第十二条第二項及び附則第四号第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等  
一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十六年厚生労働省令第七十一号)以下「指定障害福祉サービス基準」という。(第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号)以下「指定障害者支援施設基準」という。(第四条第一項第一号イ(3)に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号)以下「障害福祉サービス基準」という。(第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十七号)以下「障害者支援施設等基準」という。)(第十一条第一項第二号イ(3)に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「サービス管理責任者」と総称する。))

イ サービス管理責任者は、(1)から(6)までに掲げるサービス管理責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに定める要件を満たす者とする。

(1) 生活介護又は療養介護 (一)及び(二)に掲げる要件を満たす者であること。

(二) a及びbの期間が通算して三年以上である者、cの期間が通算して十年以上である者並びにaからcまでの期間が通算して三年以上かつdの期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)(であること。

a i からviまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)(その他これに準ずる業務に従事した期間

i 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)以下「法」という。(第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の第二項に規定する障害児相談支援事業、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の第二項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

ii 児童福祉法第十二条第一項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五十条の第二項

に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

iii 障害者支援施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六十一条に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同法第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第二十三号）第八十二条第五項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、同法第十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

iv 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センター、同法第二十七条第二項に規定する障害者雇用支援センター、同法第三十四条に規定する障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

v 盲学校、聾学校及び養護学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

vi 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者）、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、d に掲げる資格を有する者並びに i から v までに掲げる従事者及び従業者としての期間が一年以上の者に限る。）

b i から v までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、児童福祉法第十八条の四に規定する保育士、児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

i 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ii 障害者福祉サービス事業、老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業、従業者又はこれに準ずる者

iii 健康保険法第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第八十九条第一項に規定する訪問看護事業その他これらに準ずる施設の従業者

iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社、同法第四十九条第一項第六号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者

v 盲学校、聾学校及び養護学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

c b の i から v までに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

d 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

(二) 介護に関する分野のサービス管理責任者研修（指定障害福祉サービス等の質の確保に関する知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であつて別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものであつて、a 又は b のいずれかの要件を満たしていること

a 指定相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「相談支援事業従事者基準」という。）に定める相談支援従事者初任者研修のうち別表第二に定める内容のみを行う研修（以下「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」という。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者」という。）であること

b この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の市長が行つた相談支援の業務に関する研修（相談支援事業従事者基準別表第二に定める科目のうち、障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。）を修了し、かつ適用日前又は適用日後に当該科目の講義を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「旧障害者ケアマネジメント研修修了者」という。）であること

(2) 児童デイサービス（一）及び（二）の要件を満たす者であること

(一) 実務経験者であること

(二) 児童に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること

(3) 共同生活介護、自立訓練（生活訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。）、共同生活援助（一）及び（二）の要件を満たす者であること

(一) 実務経験者であること

(二) 知的障害又は精神障害を有する者の地域生活に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること

(4) 自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。）及び（一）の要件を満たす者であること

(一) 実務経験者であること

(二) 身体障害を有する者の地域生活に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること

(5) 就労移行支援、就労継続支援 A 型（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援 A 型をいう。）、又は就労継続支援 B 型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援 B 型をいう。）及び（一）の要件を満たす者であること

(一) 実務経験者であること

(二) 就労に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること

(6) 施設入所支援、指定障害者支援施設等（法第二十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等という。以下同じ。）又は障害者支援施設において提供される施設入所支援以外の施設障害福祉サービスのいずれかに係るサービス管理責任者であること

ロ 指定障害福祉サービス基準第二十五條第二項又は障害福祉サービス基準第九十條第二項に規定する多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、当該多機能型事業所において行う事業の開始の日から起算して三年間は、当該多機能型事業所において提供される障害福祉サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、当該多機能型事業所において提供されるすべての障害福祉サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしているものとみなす。

ハ 複数の昼間実施サービス(指定障害者支援施設等又は障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。以下同じ)を行う指定障害者支援施設等又は障害者支援施設に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設の開設の日(独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第一條第一号の規定により独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設にあつては、適用日)から起算して三年間は、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供される昼間実施サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供されるすべての昼間実施サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしている者とみなす。

ニ 適用日から平成二十一年三月三十一日までの間は、実務経験者については、イ(1)(2)(3)(4)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

ホ 適用日において現に存する改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第五十八号)第五十六條第一項、第七十條第一項又は第七十條に規定する指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所又は指定共同生活介護又は指定共同生活介護及び指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス、指定共同生活介護又は指定共同生活介護の事業を行う場合におけるこれらの事業に係る指定障害福祉サービス基準第九十七條第一項、第九十八條第一項、第九十九條第一項又は第二十八條第一項に規定する指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所、指定共同生活介護事業所又は指定共同生活介護事業所であつて、実務経験者を確保することができないものについては、イ(2)又は(3)の規定を満たす者をサービス管理責任者として置くことができる。ただし、適用日から平成二十年三月三十一日までの間については、イ(2)又は(3)の規定を満たすことを要しない。

二 指定障害福祉サービス基準第二十五條第二項及び障害福祉サービス基準第九十條第二項の厚生労働大臣が定める多機能型事業所  
配置されるサービス管理責任者が、前号イ(1)及び(3)から(5)までに掲げる障害福祉サービスのうち二以上のものに係るサービス管理責任者の要件に該当する場合において、当該二以上の障害福祉サービスを提供する多機能型事業所

三 指定障害者支援施設基準第五條第二項及び附則第四條第二項並びに障害者支援施設基準第十二條第二項及び附則第四條第二項の昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるもの  
配置されるサービス管理責任者が、第一号イ(1)及び(3)から(5)までに掲げる障害福祉サービス(昼間実施サービスに限る)のうち二以上のものに係るサービス管理責任者に該当する場合における当該二以上の昼間実施サービス

区分	科 目	時間数	備 考
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	六	
	アクセスメントやモニタリングの手法に関する講義	三	
			介護の分野、児童の分野、知的障害者又は精神障害者の地域移行の分野、身体障害者の地域移行の分野、就労の分野(分野)と総称する。別に行うこと

演習	合 計	分野別に行うこと
サービス提供プロセスの管理に関する演習	十九	

区分	科 目	時間数
講義	障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義	六・五
	ケアマネジメントの手法に関する講義	二
	障害者の地域支援に関する講義	三
合 計		十一・五

○ 厚生労働省告示第五百四十五号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第八十二條第四項(第九十五條において準用する場合を含む。)、第二百二條第四項、第二百五十九條第四項(第六十四條、第七十三條、第八十四條、第九十七條、第二百二條及び第二百六條において準用する場合を含む。)、及び第七十條第五項並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号)第十九條第四項(同令附則第十四條において読み替えて適用する場合を含む。)、の規定に基づき、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、指定障害者デイサービス及び基準該当障害者デイサービスに係る食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成十八年厚生労働省告示第二百三十一号)は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

平成十八年九月二十九日  
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 適正な手続の確保  
指定生活介護事業所(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)以下「指定障害福祉サービス基準」という。)、第七十八條第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、基準該当生活介護(指定障害福祉サービス基準第九十四條に規定する基準該当生活介護をいう。)、の事業を行う事業所、指定短期入所事業所(指定障害福祉サービス基準第九十五條第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。)、以下同じ。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第九十六條第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、基準該当指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第九十三條に規定する基準該当指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第九十六條第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下同じ。)、基準該当指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第九十二條に規定する基準該当指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、の事業を行う事業所、指定就労移行支援事業所(指定障害福祉サービス基準第七十五條第一項に規定する指定就労支援事業所をいう。)、指定就労継続支援A型事業所(指定障害福祉サービス基準第八十六條第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。)、指定就労継続支援B型(指定障害福祉サービス基準第九十八條に規定する指定就労継続支援B型をいう。)、の事業を行う事業所、基準該当就労継続支援B型事業所(指定障害福祉サービス基準第二十三條第二項に規定する基準該当就労継続支